

6 所要経費

この計画の実施に必要な防衛力整備の水準にかかる金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度をめどとする。本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革などを通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画のもとで実施される各

年度の予算の編成にともなう防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。

また、この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、財政事情など内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

7 その他

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県をはじめとする地元の負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直しなどについての具体的措置および

SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については、着実に実施する。

第4節 防衛装備移転三原則

1 防衛装備移転三原則の策定趣旨

わが国は、これまで武器などの輸出については、武器輸出三原則等によって慎重に対処してきた。他方、弾道ミサイル防衛（BMD）^{Ballistic Missile Defense}に関する日米共同開発などにかかる国内企業の参画などについては、内閣官房長官談話の発出などにより、武器輸出三原則等によらないこととする措置を個別にとってきた。

こうした中、11（平成23）年12月、「防衛装備品などの海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話により、①平和貢献・国際協力にともなう案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、厳格な管理¹を前提として、武器輸出三原則等の例外化措置が講じられた。

しかしながら、F-35の製造などにかかる国際的な後方支援システムへの国内企業の参画を図ろうとした際、また、13（同25）年12月、国連などの要請に基づき、南スーダンPKO（国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS））において活動

中の陸自部隊が保有する弾薬1万発を国連に提供した際は、同基準を適用することができなかったため、内閣官房長官談話を発出して武器輸出三原則等によらないとする措置をとることとなった。

こうした状況を受け、「国家安全保障戦略」に基づき、政府は14（同26）年4月、「防衛装備移転三原則」²およびその運用指針を決定した。これらは、防衛装備の移転にかかる具体的な基準や手続、歯止めを今まで以上に明確化し、内外に透明性をもった形で明らかにするものである。

防衛省・自衛隊としては、防衛装備移転三原則のもとで、これまで以上に平和貢献・国際協力に寄与していくとともに、同盟国たる米国およびそれ以外の諸国との防衛装備・技術協力をより積極的に進めていくことを通じ、地域の平和と安定を維持し、わが国を守り抜くための必要な諸施策を、より一層積極的に推進していく。

参照 資料17（防衛装備移転三原則）

1 わが国政府と相手国政府との間で締結される国際約束において、目的外使用や第三国移転に関するわが国への事前同意を義務付けることとされていた。
2 「防衛装備移転三原則」の名称は、たとえば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

2 防衛装備移転三原則の内容

1 移転を禁止する場合の明確化（第一原則）

移転を禁止する場合を参照のとおり明確化した。

参照 図表Ⅱ-2-4-1（第一原則「移転を禁止する場合」）

2 移転を認め得る場合の限定ならびに厳格審査および情報公開（第二原則）

移転を認め得る場合を参照に示す場合などに限定した。また、移転先の適切性や安全保障上の懸念などを個別に厳格に審査するとともに、審査基準や手続などについても、明確化・透明化を図り、国家安全保障会議での審議を含め、政府全体として厳格な審査体制を構築することとした。さらに、国家安全保障会議で審議された案件については、

政府として情報の公開を図ることとした。

参照 図表Ⅱ-2-4-2（第二原則「移転を認め得る場合の限定」）

3 目的外使用および第三国移転にかかる適正管理の確保（第三原則）

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定するとして、具体的には、原則として目的外使用および第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

図表Ⅱ-2-4-1 第一原則「移転を禁止する場合」

場合	具体的事例
①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合	化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約など
②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合	安保理決議第1718号（北朝鮮の核問題）、同第1929号（イランの核問題）など
③紛争当事国への移転となる場合	武力攻撃が発生し、国際の平和および安全を維持しまたは回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国

図表Ⅱ-2-4-2 第二原則「移転を認め得る場合の限定」

場合	具体的事例
①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合	<p>平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの（平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移転先が外国政府である場合 ○移転先が国際連合もしくはその関連機関または国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
②わが国の安全保障に資する場合	<p>わが国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの（わが国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転 ○米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・物品役務相互提供協定（ACSA）に基づく物品または役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転 ・米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供 ・米国からのライセンス生産品にかかる部品や役務の提供、米軍への修理などの役務提供 ・わが国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視および掃海にかかる協力に関する防衛装備の海外移転 ○自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊など」という。）の活動（自衛隊などの活動に関する外国政府または民間団体などの活動を含む。以下同じ。）または邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊などの活動にかかる、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送および技術情報の提供（要修理品を良品と交換する場合を含む。） ・公人警護または公人の自己保存のための装備品の輸出 ・危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出